

令和7年度第3回旭市子ども・子育て会議

乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)  
実施に伴う第3期旭市子ども・子育て支援事業計画の  
変更について

令和8年3月16日(月)

旭市子育て支援課

## 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)実施に伴う

### 第3期旭市子ども・子育て支援事業計画の変更について

#### 1. こども誰でも通園制度とは

乳児等通園支援事業、通称「こども誰でも通園制度」は、保育所に通っていない生後6か月から満3歳未満の児童を対象に、月10時間までの利用可能枠の中で、就労要件等を問わず、時間単位で柔軟に利用できる新たな通園制度です。

旭市では、令和8年4月1日からの実施に向けて準備を進めています。

#### 2. 計画変更の経緯

「こども誰でも通園制度」は、子ども・子育て支援法の一部改正により、令和8年度から新たに「乳児等のための支援給付」として、全国の自治体で実施されることとなりました。国においても事業を円滑に実施するための体制整備等が進められており、令和7年9月には、子ども・子育て支援事業計画に関する基本的指針が改正されました。

この改正については、令和8年4月1日から適用されるため、旭市子ども・子育て支援事業計画の一部変更(追記)が必要となったものです。

#### 3. 改正内容

基本的記載事項(必須記載事項)として、子ども・子育て支援事業計画に位置づけが必要な事項

(1)乳児等通園支援の量の見込みと提供体制の確保の内容及びその実施時期

(2)乳児等のための支援給付に係る教育・保育等を一体的に提供する体制に関する事項

※本事業が、満3歳未満の児童を対象としていることを踏まえ、制度の利用を終了した満3歳以上の児童への支援が途切れてしまわないよう、教育・保育施設との連携・接続に関する推進方を定めることとされています。

#### 4. 対応方針

(1)については、令和7年度の計画策定時に記載しています。(2)については、現在計画に位置付けがないため、案のとおり計画への追記を行います。(第3期旭市子ども・子育て支援事業計画110ページ)

## 5. 旭市子ども・子育て支援事業計画 変更案 (P110)

### (19) 乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度)

#### 【事業概要】

保護者の就労を問わず、月 10 時間まで時間単位で柔軟に保育所などを利用できる事業です。

#### 【量の見込み】

単位：人日／月

	令和5年度 (実績)	令和6年度 (見込み)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み				17	17	17	17

#### 【提供体制の確保策 (確保の考え方)】

ニーズ量を注視し適量の受け皿を確保しながら、必要に応じた利用ができるよう実施します。

#### 【乳児等のための支援給付に係る教育・保育等の一体的提供に関する体制確保】

乳児等通園支援事業が満3歳未満の児童を対象とするため、地域の教育・保育施設と連携を図り、乳児等通園支援事業の利用終了後の受入れ枠の確保に努めるなど、教育・保育施設への円滑な移行を支援します。

【参考】（P49-50 一部抜粋）

## 基本目標1 安心して子育てできる地域づくり

### 具体的施策4 幼児期の教育・保育等の充実

幼児期は、子どもたちにとって生涯にわたり人間としての健全な発達や社会性を培う上で基礎となる重要な時期であり、豊かな人間性に根ざした生きる力を身につけることが大切です。

近年、就労する女性の増加に伴い、保育ニーズは増加し続けています。働く人の勤務形態や勤務時間帯の多様化により、子育て家庭の事情に応じた多様な保育形態が求められています。

このような状況の中で、通常の教育・保育に加え、産後・育児休暇を終えた保護者に対する低年齢児保育や延長保育、短時間保育の充実が必要です。また、令和8年4月から創設される「こども誰でも通園制度」では、保護者の就労状況にかかわらず、すべての子どもが平等に教育・保育を受けられる環境を整え、育児の孤立感を軽減することを目指しています。

また、認定こども園、保育所（園）は、就学前の子どもを対象として、それぞれの目的と役割を果たしていますが、関係職員の研修機会を充実させるとともに、関係機関との連携を強化し、教育・保育の質の向上に努めます。

#### 【 具体的事業 】

No./事業名/事業内容	担当課
19 こども誰でも通園事業【新規】	子育て支援課
保育所に通っていない3歳未満の子どもを対象に、保育所や認定こども園などの施設で一定時間までの預かりを行います。適切な遊びや生活の場を提供することにより、集団生活を通じた子どもの成長を促します。	